

# 権利擁護サポートセンターだより

## 第7号（市民後見人養成講座修了生と市町村向け）

### ●「茨城町権利擁護講演会」を開催します

令和3年2月10日（水）、「茨城町駒場庁舎（旧駒場小学校）」（東茨城郡茨城町大字駒場450番地）にて、『茨城町権利擁護講演会』を開催いたします。「成年後見制度について学ぼう ～障がい者も高齢者も、誰もが安心して暮らせるように～」と題し、茨城県弁護士会の会長である小沼典彦弁護士を講師にご講演いただきます。また、令和2年7月から開始となった法務局での「遺言書預かりサービス」について、水戸地方法務局の方から紹介していただく予定です。ぜひ、ご参加ください。なお、市民後見人養成講座修了生で、参加ご希望の方は、水戸市社会福祉協議会まで電話（029-309-5001）にて、お申し込みください。

※詳細については、別紙チラシをご覧ください。

### ●成年後見制度住民向け学習会を開催しました（水戸市・大洗町）

令和2年11月、水戸市と大洗町で成年後見制度住民向け学習会を開催しました。どちらの学習会も事例等を用いながら、講師にご講演をいただき、分かりやすく成年後見制度を学ぶことができました。



【水戸市学習会の様子】



【大洗町学習会の様子】

※詳細については、別紙報告書をご覧ください。

### ●「フォローアップ研修」にて、「意思決定支援」について学びました

令和2年12月8日（火）、「市民後見人養成講座フォローアップ研修」を開催しました。今回の研修は、「判断能力が不十分な方の意思決定支援について」（応用編）と題し、上記の意思決定支援ガイドラインの話も交えながら、講義及び事例検討を行いました。



【研修会の様子】



※詳細については、別紙報告書をご覧ください。

## ● 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」が公表されました

令和2年10月30日に公表された「**意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン**」は、後見人等に就任した方が、意思決定支援を踏まえた後見等事務を適切に行えるよう、また、中核機関や自治体の職員等の執務の参考となるよう、後見人等に求められている役割の具体的なイメージを示すため、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体（日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会）をメンバーとした「**意思決定支援ワーキンググループ**」がまとめたものです。ガイドラインは、裁判所ウェブサイト「後見ポータル」や成年後見制度利用促進室のホームページから入手できますので、ぜひご覧ください。

そもそも、意思決定支援とは？



認知症や知的障がいなどの原因によって十分に意思決定ができない方が特定の行為を意思決定、選択、希望する局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動の事を指します。

実際の事案においては、本人や本人を取り巻く環境が違うため、全てのケースに備えたガイドラインではないものの、後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を行う上で、意思決定支援について共通理解を深め、状況や実情等に応じた後見事務が行われることが期待されています。また、下記のように支援対象者、状況によって異なった意思決定支援ガイドラインが近年策定、改訂されており、状況に応じた意思決定支援が必要になります。

### 意思決定支援に係るガイドライン

障害福祉サービス等の提供に係る  
意思決定支援ガイドライン  
(平成29年3月策定)

人生の最終段階における医療・  
ケアの決定プロセスに関する  
ガイドライン  
(平成30年3月改訂)

認知症の人の日常生活・社会生活に  
おける意思決定支援ガイドライン  
(平成30年6月策定)

身寄りがいない人の入院及び医療  
に係る意思決定が困難な人への  
支援に関するガイドライン  
(令和元年5月策定)

## 意思決定支援及び代行決定のプロセスの原則

### ●意思決定支援の基本原則

第1 全ての人は意思決定能力があることが推定される。

第2 本人が自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を尽くさなければ、代行決定に移ってはならない。

第3 一見すると不合理にみえる意思決定でも、それだけで本人に意思決定能力がないと判断してはならない。



### ●意思決定支援の基本原則

第4 意思決定支援が尽くされても、どうしても本人の意思決定や意思確認が困難な場合には、代行決定に移行するが、その場合であっても、後見人等は、まずは、明確な根拠に基づき合理的に推定される本人の意思（推定意思）に基づき行動することを基本とする。

第5 ①本人の意思推定すら困難な場合、又は②本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採らなければならない。

第6 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定は、法的保護の観点からこれ以上意思決定を先延ばしにできず、かつ、他に採ることのできる手段がない場合に限り、必要最小限度の範囲で行われなければならない。

第7 一度代行決定が行われた場合であっても、次の意思決定の場面では、第1原則に戻り、意思決定能力の推定から始めなければならない。



### ● 排水管の点検や洗浄の勧誘にご注意を！

下記のような排水管や排水桝等の洗浄サービスに関する相談が全国の消費生活センター等に寄せられており、2015年度から2018年度にかけては1,700件前後を推移していましたが、2019年度には2,000件を超えております。身の周りの方や利用者へも注意の呼びかけをするとともに、トラブルになった際には、**消費者ホットライン「188（いやや!）」**番へ相談しましょう。被害例は下記の通りです。

- 突然訪問してきた事業者から「排水管を無料で点検する」と言われ、お願いしたところ、「このままでは大変なことになる」と排水管の洗浄をすすめられ契約してしまった。
- 料金3,000円と書かれたチラシを見て排水管の洗浄を依頼したところ、数万円の費用を請求された。

## ● 「権利擁護支援体制全国ネット（K-ねっと）の相談窓口」の開設



令和2年10月27日より、厚生労働省委託事業「権利擁護支援体制全国ネット（K-ねっと）の相談窓口」が開設されました。（運営：全国社会福祉協議会）

現在、権利擁護支援を必要とする方が、そのニーズに応じて、適切に制度利用に結びつくよう、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、中核機関、権利擁護センター等の相談体制の整備が進められています。

しかしながら、このような体制づくりに関する相談先がなく、また中核機関等の市町村体制だけでは対応しにくい課題もあったことから、自治体や中核機関等が専門的な助言を受けることにより体制整備に取り組めるよう、全国的な二次的相談窓口として、開設されました。各中核機関の整備として、相談窓口をご活用ください。

## ● 受任状況（県央地域定住自立圏域内） 令和2年11月末日現在

- 法人後見現受任件数 23 件：水戸市社協 13 件、ひたちなか市社協 4 件、東海村社協 6 件

受任社協名	市町村名	後見	保佐	補助	計
水戸市社協	水戸市	10			10
	笠間市	1			1
	小美玉市	1			1
	城里町	1			1
ひたちなか市社協	ひたちなか市	4			4
東海村社協	東海村	3	3		6
合計		20	3		23

- 法人後見監督現受任件数 1 件：水戸市の市民後見人の補助監督 1 件

発行

社会福祉法人水戸市社会福祉協議会 権利擁護サポートセンター

住所：水戸市赤塚1丁目1番地 電話：029-309-5001

E-mail：[kenriyugo@mito-syakyo.or.jp](mailto:kenriyugo@mito-syakyo.or.jp)

ホームページ：<http://www.mito-syakyo.or.jp/soudan/kouken.html>



## 市民後見人 山崎徹さん（水戸市）へインタビュー



令和2年9月、市民後見人として選任された山崎さん

市民後見人養成講座を受講したきっかけは？

退職後に自由な時間が増え、これまでの人生で培ってきたことを、地域社会に役立てることはできないかと考えていたところ、水戸市の市報を見て、養成講座があることを知りました。増加する身寄りのない高齢者や判断能力の低下した方が自分らしく生きるために、何か手伝えることがあるかもしれないと考え、受講を希望しました。

市民後見人養成講座を受けてみて感じたことありましたか？

養成講座を受講してみて、日常生活自立支援事業や市民後見人の活動など、福祉分野について知らなかったことが多くありました。なかでも、認知症高齢者や知的障がい者等の特徴、接し方について学ぶことができたことは、とても有意義だったと感じましたし、これらの制度が周知されていれば、判断能力に不安があっても安心して、自分らしい生活を送ることができる方が、かなりのいるのではないかと感じました。市民後見人として活動していきたいという気持ちが強くなりました。

市民後見人として、現在どのような方を支援していますか？

養成講座修了後、水戸市社会福祉協議会の行っている法人後見事業及び日常生活自立支援事業の登録支援員として、活動してきました。被補助人の方とは一年ほど、法人後見受任事業の支援を通して関係性を築いて参りました。この度、その方の補助人として水戸家庭裁判所より選任されました。

市民後見人として、グループホームを訪問し、本人と面談することで、健康状態や生活の様子を確認したり、困りごとや要望事項を傾聴したりしています。また、金銭管理では、施設利用料の口座振替や年金等の振り込み状況を確認したり、預金通帳の記帳内容やグループホームの預かり金出納帳から収支記録をチェックする作業を行っています。

今後の活動への抱負、不安はありますか？

判断能力が低下した方に、寄り添いながら、少しでも本人らしい生活が送れるように、お手伝いをしていきたいと思えます。適切に支援できているのか不安を感じることがありますが、水戸市社会福祉協議会が補助監督人としてサポートしてくださっていますので心強く感じています。

### インタビューを終えて

養成講座の受講前から市民後見人として選任されるまでの、山崎さんのお話を伺いながら、今後の活動についての決意を感じる事ができました。これからも本会が補助監督人として、後見支援活動に携わってまいりますので、どうかよろしくお願い致します。ありがとうございました。

